

天童市監査公告第5号

定例監査公表

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定例監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年12月20日

天童市監査委員 奥山吉行

天童市監査委員 熊澤光吏

記

1 監査の期間

令和3年11月1日～令和3年11月30日

2 監査の対象

総務課、産業立地室、教育総務課

学校給食センター、学校教育課、生涯学習課

監 第 83 号
令和3年12月20日

天童市長様

天童市監査委員

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

定例監査報告書

- 1 監査対象 総務課、産業立地室、教育総務課
学校給食センター、学校教育課、生涯学習課
(令和3年10月31日現在における、令和3年度財務に関する事務及び関連事務業務の執行状況)
- 2 監査執行者 天童市監査委員 奥山吉行
天童市監査委員 熊澤光吏
- 3 監査の実施場所及び日程 市庁舎1階会議室 ほか
／令和3年11月1日～令和3年11月30日
- 4 監査の着眼点 総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める
「監査等の実務ガイドライン第3編第3章 監査等
の着眼点」を参考にした。
- 5 主な実施内容 提出された資料に基づき、財務関係諸帳簿、備品台帳、その他関係書類の照合調査をするとともに、現地調査及び関係職員の説明を聴取する方法等により実施した（抽出検査によるものもある）。
- 6 監査の結果 監査した事項については、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。